

# いなべ市森林整備計画

計画期間 自 令和8年4月1日  
至 令和18年3月31日

令和8年4月1日

三重県  
いなべ市



# 目 次

|    |   |    |
|----|---|----|
| I  | 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項                           | 1  |
| 1  | 森林整備の現状と課題  | 1  |
| 2  | 森林整備の基本方針   | 1  |
| 3  | 森林施業の合理化に関する基本方針  | 3  |
| II | 森林整備の方法に関する事項   | 4  |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）                            | 4  |
| 1  | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法  | 4  |
| 2  | 樹種別の立木の標準伐期齢  | 5  |
| 3  | 主伐時における伐採・搬出指針  | 5  |
| 4  | その他必要な事項  | 5  |
| 第2 | 造林に関する事項  | 6  |
| 1  | 人工造林に関する事項  | 6  |
| 2  | 天然更新に関する事項  | 7  |
| 3  | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準                                 | 9  |
| 4  | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準                      | 9  |
| 5  | その他必要な事項  | 10 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐<br>及び保育の基準            | 11 |
| 1  | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                               | 12 |
| 2  | 保育の作業種別の標準的な方法  | 12 |
| 3  | その他間伐及び保育の基準  | 12 |
| 4  | その他必要な事項  | 12 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項                                    | 13 |
| 1  | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法                          | 13 |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域<br>及び当該区域内における森林施業の方法 | 13 |
| 3  | その他必要な事項  | 15 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項                           | 16 |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針                           | 16 |
| 2  | 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策                          | 16 |
| 3  | 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項                             | 16 |
| 4  | 森林経営管理制度の活用に関する事項                                       | 16 |
| 5  | その他必要な事項  | 17 |

|    |                                 |    |
|----|---------------------------------|----|
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項               | 18 |
| 1  | 森林施業の共同化の促進に関する方針               | 18 |
| 2  | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策       | 18 |
| 3  | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項          | 18 |
| 4  | その他必要な事項                        | 18 |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項  | 19 |
| 1  | 路網の整備に関する事項                     | 19 |
| 2  | その他必要な事項                        | 20 |
| 第8 | その他森林整備の方法に関し必要な事項              | 21 |
| 1  | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項           | 21 |
| 2  | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 21 |
| 3  | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項     | 22 |
| Ⅲ  | 森林の保護に関する事項                     | 23 |
| 第1 | 鳥獣害の防止に関する事項                    | 23 |
| 1  | 鳥獣害防止森林区域及び該当区域内における鳥獣害の防止の方法   | 23 |
| 2  | その他必要な事項                        | 23 |
| 第2 | 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項      | 23 |
| 1  | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等               | 23 |
| 2  | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）           | 23 |
| 3  | 林野火災の予防の方法                      | 23 |
| 4  | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項    | 23 |
| 5  | その他必要な事項                        | 24 |
| Ⅳ  | 森林の保健機能の増進に関する事項                | 24 |
| Ⅴ  | その他森林の整備のために必要な事項               | 24 |
| 1  | 森林経営計画の作成に関する事項                 | 24 |
| 2  | 生活環境の整備に関する事項                   | 25 |
| 3  | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項            | 25 |
| 4  | その他必要な事項                        | 26 |

# I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本市は三重県の最北部に位置し、西は鈴鹿山脈・北は多度山脈に挟まれ、中山間地区からなだらかに平野地区へと稜線を描き、中央を員弁川が流れる自然景観の優れたところにある。市内総面積は21,983ha、森林面積は12,780haで森林率は約58%である。この内計画の対象となる森林面積は11,710haであり、内人工林の面積は4,685haと約40%を占めている。林地は、林業経営目的でなく資産として保有している林家が大部分で、林業生産活動は低調である。また、近年の林業を取り巻く環境は大変厳しく、木材価格の低迷・労働力の減少・高齢化等により、林業生産活動が全般にわたり停滞し、間伐を主とした各種森林整備事業を実施してはいるが、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が多数残存している状況にあり、早期に施業を進めることが必要である。このため、これらの森林整備を推進するにあたっては、本市の林業労働力の担い手である林業事業者や森林組合を中心に体制整備に努め、計画的な施業実施を推進する。

奥地にある多くの天然林については水源かん養・山地災害防止機能を発揮させ、その他地区の里山林については地域住民の森林活用に対するニーズにこたえるべく、生活環境・保健文化的機能を高度に発揮させるよう森林を整備する。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施などにより健全な森林資源の維持造成を促進する。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用した事業により、道路沿いや人家裏などの危険木の伐採を推進し、「災害に強い森林づくり」を進める。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

#### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養、山地災害防止／<sup>かんよう</sup>土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考え方は、次表のとおりである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

| 森林の有する機能                              | 森林整備の基本的な考え方   |
|---------------------------------------|--|
| <p>水源涵養機能<br/><small>かんよう</small></p> | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>  |
| <p>山地災害防止機能<br/>／<br/>土壌保全機能</p>      | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>  |
| <p>快適環境形成機能</p>                       | <p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>   |
| <p>保健・レクリエーション機能</p>                  | <p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>  |
| <p>文化機能</p>                           | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>   |
| <p>生物多様性保全機能</p>                      | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> |
| <p>木材等生産機能</p>                        | <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>  |

#### イ 森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、林業事業者、森林所有者等の相互の連携を一層密にして、路網整備や高性能林業機械を導入した作業システムの普及・定着を図るとともに、共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

市・林業事業者・森林所有者（生産森林組合）が中心となって施業の合理化を促進するものとする。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐期を迎える人工林については、適切な林齢において、計画的かつ効率的な伐採を推進することを重点とする。また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとする。このため、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を次表のとおり定める。

| 主伐の区分                                  | 標準的な方法  |
|--|---|
| 皆伐<br>(主伐のうち択伐以外のもの)                   | <p>森林の有する多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐にあたっては、林地の保全及び公益的機能を考慮して、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</li> <li>・皆伐は気候、森林生産力等の自然条件、野生生物の生息状況からみて、皆伐後の更新が確実である森林について行うものとする。</li> <li>・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</li> <li>・伐期は、多様な木材需要に対応できるよう地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図る。</li> <li>・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。</li> <li>・林地の保全、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持などを図る観点から、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。</li> </ul> |
| 択伐<br>(主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法) | <p>森林の多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・択伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案して行うものとする。</li> <li>・萌芽更新等を期待する森林は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる森林に誘導することを目標に、伐採率は30%(材積率)を基準とするものとする。</li> <li>・隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により、広葉樹を導入することも考慮するものとする。</li> <li>・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。</li> <li>・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</li> </ul>   |

## 2 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

なお、この立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時点に達する時期を指標として示したものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

### ◇樹種別の立木の標準伐期齢

| 地 域    | 樹 種 |     |     |        |     |        |
|--------|-----|-----|-----|--------|-----|--------|
|        | スギ  | ヒノキ | マツ  | その他針葉樹 | クヌギ | その他広葉樹 |
| いなべ市全域 | 35年 | 40年 | 35年 | —      | 10年 | 15年    |

## 3 主伐時における伐採・搬出指針

区域設定にあたっては、持続的な林業の確立に向けて、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否、伐採・搬出方法及び更新の方法を決定する。

伐採・搬出にあたっては、地形の条件に応じて集材方法及び使用機械を選定する。特に急傾斜地等、土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こす恐れがある場所において伐採・搬出する場合には地表を極力損傷しないよう、架線集材も検討する。

作業実行中及び事業実施後にあたっては、丸太や枝条等が転落・流出しないよう配慮を行うとともに、集材路・土場の植生による回復に努めることとする。

## 4 その他必要な事項

造林地の野生生物による食害対策として、シカ等の個体数増加につながるような大面積の皆伐は避けるものとする。

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

また、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努める。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、いなべ市役所又は林業普及指導員に相談し、適切な樹種を選択することとする。

また、植栽にあたっては、花粉症発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入を促進するとともに、コンテナ苗の活用による一貫作業システムの導入に努めることとする。

#### ◇人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種                  |
|----------------------------|
| スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹            |
| ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹 |

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法は次表のとおりとする。なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、いなべ市役所又は林業普及指導員に相談し、適切な植栽本数を決定することとする。

#### ◇ 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

| 樹種  | 仕立ての方法 | 植栽本数 (本/ha) |
|-----|--------|-------------|
| スギ  | 密仕立て   | 5,000       |
|     | 中仕立て   | 3,000       |
|     | 疎仕立て   | 1,000～1,500 |
| ヒノキ | 密仕立て   | 5,000       |
|     | 中仕立て   | 3,000       |
|     | 疎仕立て   | 1,500       |
| マツ  | 中仕立て   | 3,000～      |
| 広葉樹 | 中仕立て   | 3,000～      |

※ 植栽本数を減ずる場合は、1,000本/haを下限とする。

※ 疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とする。

※ 標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、いなべ市役所又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

##### イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

| 区分     | 標準的な方法  |
|--------|---|
| 地拵えの方法 | 等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。<br>なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とする。  |
| 植栽の時期  | 樹種別の適期に行うものとする。   |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内において、次のことを勘案して判断することとする。

- ① 更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね1haあたり3,000本以上成立していること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

|                |   |
|----------------|---|
| 天然更新の対象樹種      | スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹<br>ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹                    |

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても発生してきた高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種  | 期待成立本数     |
|---|------------|
| スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹<br>ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹 | 10,000本/ha |

◇天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分   | 標準的な方法  |
|------|---|
| 地表処理 | ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。                                |
| 刈出し  | 天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。  |
| 植込み  | 天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。  |
| 芽かき  | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。 |

イ その他天然更新の方法  
該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

区域内に次のア～エに掲げる要件の全てを満たす森林が存するものについては、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その箇所の造林にあたっては、人工造林による更新を基本とする。

ア 現況が針葉樹林である

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種（クリ・カシ・ナラ等）による天然下種（重力散布）が期待できない）。

ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林、ササが一面に被覆している森林など）。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次表のとおりとする。

| 森 林 の 区 域           | 備 考 |
|---------------------|-----|
| 人工植栽により造成されたスギ・ヒノキ林 |     |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の期間、方法及び樹種は次のことを勘案して定める。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地については、人工植栽により造林を行う。

ア 樹種

1の(1)による。

イ 期間

1の(3)による。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地については、人工造林又は天然更新により造林を行う。

ア 樹種

人工造林の場合は1の(1)による。  
天然更新の場合は2の(1)による。

イ 期間

2の(3)による。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢未満では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にすることが望ましい。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種  | 施業体系              | 植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) |         |         |         |         | 標準的な方法  | 備考 |
|-----|-------------------|----------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---|----|
|     |                   |                | 初回                | 2回目     | 3回目     | 4回目     | 5回目     |   |    |
| スギ  | 中仕立て<br>～<br>密仕立て | 3,000本<br>～    | 15<br>～           | 25<br>～ | 35<br>～ | 55<br>～ | 75<br>～ | 間伐は左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。 |    |
| ヒノキ | 中仕立て<br>～<br>密仕立て | 3,000本<br>～    | 15<br>～           | 25<br>～ | 35<br>～ | 55<br>～ | 75<br>～ | 間伐は左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。 |    |

※ 間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上の森林において、おおむね5年以内に樹冠疎密度が10分の8に回復する伐採である。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

### ◇ 保育の作業種別の標準的な方法

| 作業の種類 | 作業の時期<br>(林齢) | 作業の方法    | 回数    | 季節    |
|-------|---------------|----------|-------|-------|
| 下刈り   | 1             | 手刈り、機械刈り | 年1回   | 7～9月  |
|       | 2～3           |          | 年1～2回 | 6～10月 |
|       | 4～10          |          | 年1回   | 7～9月  |
| つる切り  | 8～12          | 手刈り      | 1～2回  | 6～8月  |
| 除伐    | 8～14          | チェーンソー等  | 1回    | 随時    |
|       | 15～20         |          | 1回    | 随時    |
|       | 21～25         |          | 1回    | 随時    |
| 枝打ち   | 7～10          | 枝打ち用具    | 1～2回  | 冬季    |
|       | 11～17         | 枝打ち用具、機械 | 1～2回  | 冬季    |
|       | 18～25         |          | 1～2回  | 冬季    |

## 3 その他間伐及び保育の基準

樹冠長率が30%に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険である。しかしさらに脆弱な森林になるのを防ぐためには、優勢木が適正配置されるように劣勢木中心の間伐を進める。その場合、本数間伐率にして40%から50%程度の間伐を行い、さらに4、5年ぐらい後に40%程度の間伐を行う。

また、樹冠長率が20%近くまで低下した森林は、間伐による健全な森林への回復が困難な場合もある。このような場合には、皆伐・更新による森林の健全化を検討することが望ましい。

## 4 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

#### (1) 水源の涵養<sup>かんよう</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

別表1のとおり。

##### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るよう努めることとし、この森林の区域は別表2のとおりとする。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

##### ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

##### イ 森林施業の方法

森林の齡級構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齡の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとし、また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、この森林の区域は別表2のとおりとする。

### 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

#### (1) 区域の設定

別表1のとおり。

#### (2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を実施する。

なお、「特に効率的な森林施業が可能な森林」区域内の人工林については、原則

として、皆伐を行う場合、人工造林による更新を行うこととする。

【別表 1】

| 区分   |  | 森林の区域  | 面積 (ha)  |
|--|--|--|----------|
| 水源の <sup>かんよう</sup> 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                 |  | 付属概要図のとおり<br>水色                                    | 9,963.28 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 付属概要図のとおり<br>水色                                    | 9,963.28 |
|  | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林           | 付属概要図のとおり<br>黄色                                    | 57.66    |
|  | 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                  | 付属概要図のとおり<br>黄色                                    | 57.66    |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                                   |  | 付属概要図のとおり<br>ピンク色                                  | 4,149.15 |
|  |  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林 | 0        |

【別表 2】

| 区分   | 施業の方法                   |                               | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--|-------------------------|-------------------------------|-------|---------|
| 水源の <sup>かんよう</sup> 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                 | 伐期の延長を推進すべき森林           |                               | 該当なし  | —       |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林           |                               | 該当なし  | —       |
|  | 複層林施業を推進すべき森林           | 複層林施業を推進すべき森林<br>(択伐によるものを除く) | 該当なし  | —       |
|  |                         | 択伐による複層林施業を推進すべき森林            | 該当なし  | —       |
|  | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 |                               | 該当なし  | —       |

- 3 その他必要な事項  
該当なし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

小規模零細な所有森林や不在村者所有森林では、森林施業が停滞していることから、このような森林については、林業事業者等への長期の施業委託を促進し、林業事業者等の森林の経営規模を拡大することとする。

### 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

林業事業者等と連携して施業意欲のない森林所有者への施業委託を働きかける。

合意が得られた森林については、林業事業者の森林施業プランナー等が取りまとめを行い、森林の経営の受託拡大により、効率的な森林施業を目指す。

### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

施業を受託した森林については、その施業状況を委託者に報告する。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

### (1) 森林経営管理制度に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら林業事業者等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

### (2) 意向調査や経営管理権の設定の対象となる森林の考え方

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

なお、境界が不明確であったり資源量調査に時間がかかる等により経営管理権集

積計画の作成等が進まない森林については、空中写真の取得・加工、航空レーザ計測等に基づく高精度の森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、取組の加速化を図る。

(3) 経営管理実施権設定の考え方

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

(4) 市町村森林経営管理事業の考え方

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有者が多数存在するため、手入れの不十分な森林が多数存在している。このような森林所有者を対象に、林業経営の計画化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るため、林業事業者等を中心とした施業の委託、協業化、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

国有林との隣接地では三重森林管理署と連携を密にし、民有林及び国有林で行われる施業の共同化を図り、計画的な路網整備や相互利用により施業の低コスト化について検討する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域林業の中核的担い手である林業事業者等を中心とし、森林所有者（不在村森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けての実施協定の締結を推進する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業者等に長期的な施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、関係者を中心に実施すること。

ウ 施業委託した森林所有者の一人が共同化について遵守しないことにより、他の施業委託者に不利益を被らせることがないように、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにすること。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備をあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

#### ア 路網整備の水準及び作業システム

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

なお、次表の整備水準は、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

#### ◇路網整備の水準

| 区分            | 作業システム    | 路網密度         |          |
|---------------|-----------|--------------|----------|
|               |           |              | 基幹路網     |
| 緩傾斜地(0°～15°)  | 車両系作業システム | 110m/ha以上    | 30m/ha以上 |
| 中傾斜地(15°～30°) | 車両系作業システム | 85m/ha以上     | 23m/ha以上 |
|               | 架線系作業システム | 25m/ha以上     | 23m/ha以上 |
| 急傾斜地(30°～35°) | 車両系作業システム | 60[50]m/ha以上 | 16m/ha以上 |
|               | 架線系作業システム | 20[15]m/ha以上 | 16m/ha以上 |
| 急峻地(35°～)     | 架線系作業システム | 5m/ha以上      | 5m/ha以上  |

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の[ ]書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

#### イ 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域は次表のとおりとする。

#### ◇路網整備等推進区域

| 路網整備等推進区域名 | 面積 | 開設予定路線 | 開設予定延長 | 対図番号 | 備考 |
|------------|----|--------|--------|------|----|
|            | ha |        | m      |      |    |
|            |    |        |        |      |    |
|            |    |        |        |      |    |

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意事項

安全の確保、土壌の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の林道を整備することとし、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）及び三重県林業専用道作設指針の規定を踏まえて開設する。

② 基幹路網の整備計画

北伊勢地域森林計画書のとおり

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整第656号林野庁長官通知）及び三重県森林作業道作設指針の規定を踏まえて開設する。

② その他必要な事項

該当なし

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2 その他必要な事項

森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

◇森林整備に必要な施設整備計画

| 施設の種類  | 位置 | 規模 | 対函番号 | 備考 |
|--------|----|----|------|----|
| 山土場    |    |    |      |    |
| 機械の保管庫 |    |    |      |    |
| 土捨場    |    |    |      |    |
|        |    |    |      |    |

## 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業従事者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営の能力を備えた林業就業者を確保・育成する必要があることから、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実などの条件整備や他産業からの林業への新規参入、副業としての働き方の提案、性別や国籍を問わない人材の活躍・定着による人材確保を推進するとともに、専門的、実践的な知識や技術を学ぶことのできる研修や「みえ森林・林業アカデミー」等を活用した人材育成を推進していく。

#### (2) 林業従事者の確保

若年層を中心に林業への新規参入を促進するために、林業労働に対するイメージの向上に努める。

具体的な方策としては以下のようなことが挙げられる。

ア 労働強度の低減及び安全性の向上に繋がる林業・作業道の開設や機械化等の推進をする。

イ 森林についての総合的知識を有した若者の育成・確保を通じて、森林を総合的に管理する新しい職種という好ましいイメージを与える。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。

このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表のとおりとする。

#### ◇高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

| 作業の種類  |       | 現状（参考）                   | 将来                                |
|--------|-------|--------------------------|-----------------------------------|
| 伐倒     |       | チェーンソー                   | チェーンソー                            |
| 造材     |       | チェーンソー<br>プロセッサ<br>ハーベスタ | チェーンソー<br>プロセッサ<br>ハーベスタ          |
| 木寄せ・集材 |       | ウインチ<br>林内作業車<br>フォワーダ   | ウインチ<br>グラップル<br>スイングヤーダ<br>フォワーダ |
| 造林保育等  | 地拵、下刈 | 鎌、鋸                      | 鎌、鋸                               |
|        | 枝打ち   | 鉋、鋸                      | 鉋、鋸                               |

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

必要な施設の整備にあたっては、地域における木材の需給を踏まえ、木材製品等を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるとともに、合法伐採木材の流通の促進を図る。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び該当区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

別表3のとおり。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの生息密度の高い地域で人工造林や天然更新等を行う場合には、防護柵や防護チューブなどにより、稚樹等を保護する。また、地域単位で捕獲等による被害軽減対策を推進する。

国有林と隣接する十社地区、山郷・阿下喜・治田地区においては、三重森林管理署と連携して、ニホンジカの効率的な捕獲に努める。

#### 【別表3】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域     | 面積(ha)  |
|---------|-----------|---------|
| ニホンジカ   | 付属概要図のとおり | 8,816.5 |

##### 2 その他必要な事項

該当なし。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の推進を図る。

まん延の兆しがあるナラ枯れ被害については、被害が発見された場合には、三重県に通報する。

###### (2) その他

該当なし。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

特に定めず。

##### 3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等火気の使用には十分注意する。

##### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、いなべ市火入れに関する条例に基づき、あらかじめ消防、警察、地元自治会等関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分  
該当なし
- (2) その他  
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効果的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

| 区域名             | 林班  | 区域面積(ha) |
|-----------------|---|----------|
| 山郷・阿下喜・治田<br>区域 | 1001、1002、1003、1004、1005、1006、<br>1007、1008、1009、1010、1011、1012、<br>1013、1014、1015、1016、1017、1018、<br>1019、1020、1021、1022、1023、1024、<br>1026、1027、1028、1080、1081、1082、<br>1083、1084、1085  | 2,398.75 |
| 十社区域            | 1029、1030、1031、1032、1033、1034、<br>1035、1036、1037、1038、1039、1040、<br>1041、1042、1043、1044、1045、1046、<br>1047、1048、1049、1050、1051、1052、<br>1053、1054、1055、1056、1057、1058、<br>1059、1060、1061、1062、1063、1064、<br>1065、1066、1067、1068、1069、1070、<br>1071、1072、1073、1074、1075、1076、<br>1077、1078、1079、1086 | 2,680.93 |

|         |  |          |
|---------|--|----------|
| 員弁区域    | 2001、2002、2003、2004、2005、2006、<br>2007、2008  | 571.31   |
| 大安区域    | 3001、3002、3003、3004、3005、3006、<br>3007、3008、3009、3010、3011、3012、<br>3013、3014、3015、3016、3017、3018、<br>3019、3020、3021、3022、3023、3024、<br>3025、3026、3027                                   | 2,002.27 |
| 東・西藤原区域 | 5001、5002、5003、5004、5005、5006、<br>5007、5008、5009、5010、5011   | 1,050.39 |
| 白瀬・立田区域 | 5012、5013、5014、5015、5016、5017、<br>5018、5019、5020、5021、5022、5023、<br>5024、5025、5026、5027、5028、5029、<br>5030、5031、5032、5033、5034、5035、<br>5036、5037、5038、5039、5040、5041、<br>5042、5043、5044 | 2,230.22 |
| 中里区域    | 5045、5046、5047、5048、5049、5050、<br>5051、5052、5053、5054、5055、5056、<br>5057、5058、5059、5060、5061、5062、<br>5063、5064、5065、5066、5067、5068、<br>5069、5070、5071、5072、5073、5074                    | 776.6    |

注) 付属資料のいなべ市森林整備計画概要図を参照

(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権等の設定状況

該当なし

(2) 計画期間における市町村森林経営管理事業計画

| 区域   | 作業種 | 面積 | 備考 |
|------|-----|----|----|
| 該当なし |     |    |    |
|      |     |    |    |

4 その他必要な事項

(1) 三重県型森林区分について

① 森林区分の方法

森林の機能面の評価に加え、人工林、天然林、林道からの距離をもとに、森林を生産林と環境林（保全1・保全2・保存・共生）に区分する。

② 森林の目標と管理方針

(ア) 生産林

木材生産を優先した人工林施業を継続しつつ、森林のもつ公益的機能をあわせて発揮できる森林を目標とする。

(イ) 環境林

天然林または針広混交林に誘導するような施業を行い、森林のもつ公益的機能を高度に発揮できる森林を目標とする。